

安八町告示第40号

安八町職員措置請求に係る監査結果の公表

平成29年3月29日付で提出されました住民監査請求書〔安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)〕について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

平成29年 5月24日

安八町監査委員 清 伸二
安八町監査委員 安井 忠

記

第1 監査の請求

1 請求人

岐阜県安八郡安八町南今ヶ淵1389番地の1
古澤 康至

2 請求書の受付

平成29年 3月29日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求書の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。

なお、請求の趣旨については原文のまま記載した。

ただし、平成29年4月14日付 安総第15号 安八町職員措置請求受理通知書中「一部却下すべき事項」を除く。

監査委員は安八町長に対し、 氏より請求後約1年10ヵ月後に返還された安八町消防団ラッパ隊出動実費弁償の水増し請求分の返済延滞金(利息)を納付させる為に必要な措置を講ずるように勧告するよう求める。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

- ① 平成28年4月28日 中日新聞朝刊記事写し
- ② 平成26年5月10日 中日新聞朝刊記事写し

第2 請求の受理

本件請求は、法第242条第1項及び第2項に規定する要件を具備しているものと認め平成29年3月29日付で受理した。

ただし、平成29年4月14日付 安総第15号 安八町職員措置請求受理通知書中「一部却下すべき事項」を除く。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第6項の規定に基づき、平成29年4月20日、請求人に対して新たな証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は概ね次のような主旨の陳述をした。

- (1) 平成28年4月28日の中日新聞の記事で、「町は問題発覚後の14年6月、男性を懲戒免職処分とし報酬水増し分などを請求した。」と新聞に記載されている。

このときの請求がどのような請求であったかは不明だが、さらに「その後15年3月ごろに口頭で、今年(16年)3月には文書で督促した。」と記載されている。

最終的には、約1年10ヵ月後の平成28年4月24日に水増し請求分がようやく返還されたが、使途不明金の方は未返還で「分割返還となった」という記事が載っていた。

■■■■氏の水増し請求という、詐欺罪になると思うが、こちらの返済、犯罪行為による返済がなぜこのようにルーズであったか原因を解明してほしい。

- (2) 安八町条例の中に延滞金徴収条例があるが、■■■■氏からの返済が遅延しているようであれば、町はこの延滞金を延滞金徴収条例に基づいて徴収しなければならない。

もし、条例に基づいて徴収がなされないのであれば、役場職員の条例違反の疑いも出てくるので、なぜ返済までに1年10ヵ月もかかったのか原因を解明してほしい。

- (3) 本請求案件は、犯罪行為に対する返済の遅延であるため、納税者である我々住民感情としては延滞金を徴収して当然である。

2 監査対象事項

請求書及び請求人の陳述内容を検討した結果、平成28年4月25日に返還された安八町消防団ラッパ隊出動実費弁償の水増し請求(不当利得)の返還に係る利息について、利息債権の行使を怠っている事実があるか否かを監査対象とした。

3 監査対象課
総務課

4 監査対象課の関係職員調査

法第242条第4項の規定に基づき、平成29年4月28日に監査対象課である総務課の職員から本件について調査したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 平成28年4月25日、被請求人(安八町消防団元副団長A氏)からラッパ隊出動実費弁償水増し請求分235,500円が返還された。
- (2) 平成26年度に実施された、安八町消防団出動実費弁償調査に係る調査報告書に添付されていた「当座性取引履歴明細表」にて、平成21年度から平成25年度までの5年間、いつ、消防団ラッパ隊通帳に出動実費弁償が振り込まれたのかを説明。
 - 【平成21年度】平成22年2月15日
 - 【平成22年度】平成23年2月15日
 - 【平成23年度】平成24年2月15日
 - 【平成24年度】平成25年2月15日
 - 【平成25年度】平成26年3月25日
- (3) 平成26年度に実施されたラッパ隊出動実費弁償調査に係る報告書にて、平成21年度から平成25年度までに、消防団ラッパ隊通帳に水増し請求分とする出動実費弁償が振り込まれたのかを説明。
 - 【平成21年度】51,000円(34回×1,500円)
 - 【平成22年度】54,000円(36回×1,500円)
 - 【平成23年度】43,500円(29回×1,500円)
 - 【平成24年度】87,000円(58回×1,500円)
 - 【平成25年度】0円(0回×1,500円)
- (4) 上記(3)に基づき、平成21年度から平成25年度までの各年度における水増し請求分に係る利息額を説明。
 - [利息=水増し請求額×0.05(利率)×経過日数/365日]
 - 【平成21年度】15,796円(経過日数 2261日 ※初日不算入)
 - 【平成22年度】14,025円(経過日数 1896日 ※初日不算入)
 - 【平成23年度】9,123円(経過日数 1531日 ※初日不算入)
 - 【平成24年度】13,884円(経過日数 1165日 ※初日不算入)
 - 【平成25年度】0円(水増し請求が0円のため)
- (5) 民法第704条には「悪意の受益者は、その利益に利息を付して返還しなければならない。この場合において、なお損害があるときはその賠償の責任を負う。」と規定されている。

2014年6月19日付 安八町消防団出動実費弁償に関する調査報告書に、

被請求人（安八町消防団元副団長A氏）の証言として「現役ラッパ隊の練習日数を事実とは異なる回数分を水増しして町に請求する。」と記載されているとおり、被請求人（安八町消防団元副団長A氏）は、その利得が法律上の原因のない利得であることを知っていたと解される。

- (6) 本請求に係る被請求人（安八町消防団元副団長A氏）の行為は、水増し請求により不当な利得が発生した日からそれに係る利息が返還されるまで違法性若しくは不当性が承継される。

言い換えれば、違法な公金の支出によって得られた利得は、それに係る利息が返還されるまで違法性若しくは不当性が承継される。

5 監査対象課の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、平成29年4月20日に監査対象課である総務課の職員から陳述を聴取したところ、概ね次のとおり説明があった。

- (1) 先に行われる関係職員の調査において関係書類、決裁等を含めたすべての書類を提示、また事実のみを説明する。

第4 監査の結果及び判断

1 事実関係の確認

(1) 事実関係

総務課から被請求人による安八町消防団出動実費弁償水増し請求等に関する書類を取り寄せ、次の事項を確認した。

ア 平成26年 6月19日 安八町消防団出動実費弁償に関する調査報告書

イ 平成26年 6月19日 当座性取引履歴明細表

※安八町消防団出動実費弁償に関する調査報告書添付資料

ウ 平成28年 4月26日 領収済通知書

※水増し請求分返還に係る証拠書類

エ 利息損害金計算書（平成21～25年度） ※任意

オ 平成29年3月29日收受住民監査請求に係る基礎資料 ※任意

2 判断

本請求において請求人は、安八町消防団ラッパ隊出動実費弁償の水増し請求分（不当利得）の返還に係る利息について、安八町長が利息債権の行使を怠っていると主張し、その行使を求めているものと解される。

(1) 不当利得の判断並びに有無について

住民監査請求の制度は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による法第242条第1項に規定する公金の支出、財産の取得、管理又は処分、契約の締結又は履行

その他の財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実について、その監査及び予防、是正等の措置を監査委員に請求する権能を住民に与え、もって地方財政行政の適正な運営を図り、住民全体の利益を確保することを目的とするものである。

そのため、本来、監査委員の監査の対象となるのは、違法又は不当な財務会計上の行為そのものについてである。

2014年6月19日付 安八町消防団出動実費弁償に関する調査報告書にて報告されているとおり、被請求人(安八町消防団元副団長A氏)は「現役ラッパ隊の練習日数を事実とは異なる回数分を水増しして請求する。」と証言している。

また、「被請求人(安八町消防団元副団長A氏)も水増しの意図をもって作成したことを認めている。」との記載もあることから、被請求人(安八町消防団元副団長A氏)はラッパ隊訓練に係る出動実費弁償を水増し請求によって不当に利得を得たものと判断する。

(2) 利息の発生について

民法第704条に、法律上の原因なく利益を受けていることを知っている、すなわち悪意の受益者は、その受けた利益(不当利益)に利息を付して返還しなければならない旨が規定されている。

被請求人(安八町消防団元副団長A氏)は、「(1) 不当利得の判断並びに有無について」で記してあるとおり、悪意の受益者であると判断する。

このことから、ラッパ隊訓練に係る出動実費弁償の水増し請求分には、民法第704条に基づき法定利息が発生する。

(3) 違法性若しくは不当性の承継について

(1) 不当利得の判断並びに有無についてのとおり、被請求人(安八町消防団元副団長A氏)がラッパ隊訓練に係る出動実費弁償を水増し請求したことによる不当利得は、違法若しくは不当な公金の支出によって得た不当利得であり、その違法性若しくは不当性は、その利益が発生した日から利息が返還されるまで承継されると判断する。

3 判断に当たっての関係法令等について

(ア) 民法第703条

法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者は、その利益の存する限度においてこれを返還する義務を負う旨が規定されている。

(イ) 民法第704条

悪意の受益者は、その受けた利益に利息を付して返還しなければならない旨が規定されている。

第5 結 論

以上の判断により、請求人の主張（平成29年4月14日付 安総第15号 安八町職員措置請求受理通知書中「一部却下すべき事項」を除く。）には理由があると認められるので、法第242条第4項の規定により、次のとおり勧告する。

勧 告

安八町長は、被請求人（安八町消防団元副団長A氏）に対して、ラッパ隊訓練出動実費弁償水増し請求分返還に対する利息債権を行使し、勧告の日から2ヵ月以内に所要の措置を講ずること。